


札幌市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長 秋元克広 

札幌市条例第21号

札幌市都市公園条例の一部を改正する条例

札幌市都市公園条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表3中

1,100円	1,400円
1,800円	2,100円
2,400円	2,800円
1,000円	1,200円
1,600円	2,000円
2,300円	2,700円
43円	52円
62円	74円
92円	110円
120円	150円
180円	220円
250円	290円
430円	520円
620円	740円
1,200円	1,500円

を に改める。

(2) 別表4 10 モエレ沼公園の表中

自転普通車	1台につき最初の	200円	(1) 小学校入学前の者及び
-------	----------	------	----------------

車

使用 2 時間まで

高齢者は、無料とする。

を

「

野 球 競 一 場 技 般 (練 習 場 を 含 む 。)	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	15,000 円	(1) 入場料の類を徴収する場合の使用料の額が入場料の類を徴収しない場合の使用料の額より少額の場合は、入場料の類を徴収しない場合の額によるものとする。 (2) 備付物件の使用料は、市長が別に定める。 (3) 冷房装置、暖房装置等を使用した場合は、市長が定めるところにより、その実費相当額を徴収する。
		午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	15,000 円	
		午後 5 時から午後 8 時まで	11,700 円	
		午前 8 時から午後 5 時まで	25,800 円	
		午後 0 時 30 分から午後 8 時まで	26,700 円	
		午前 8 時から午後 8 時まで	37,500 円	
		1 時間につき	3,900 円	
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	
	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで		最高入場料の 120 人分	
	午後 5 時から午後 8 時まで		最高入場料の 80 人分	
	午前 8 時から午後 5 時まで		最高入場料の 190 人分	
	午後 0 時 30 分から午後 8 時まで		最高入場料の 200 人分	
	午前 8 時から午後 8 時まで		最高入場料の 270 人分	

学 生 (児 童 及 び 生 徒 を 含 む 。)	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	7,400 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	7,400 円
		午後 5 時から午後 8 時まで	5,700 円
		午前 8 時から午後 5 時まで	12,900 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで	13,100 円
		午前 8 時から午後 8 時まで	18,600 円
		1 時間につき	1,900 円
	入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	最高入場料 の 60 人分
		午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	最高入場料 の 60 人分
		午後 5 時から午後 8 時まで	最高入場料 の 40 人分
午前 8 時から午後 5 時まで		最高入場料 の 120 人分	
午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで		最高入場料 の 100 人分	
	午前 8 時から午後 8 時まで	最高入場料 の 160 人分	
練 習 場	一般	1 時間につき	3,000 円
	学 生 (児		1,500 円

	童 及 び 生 徒 を 含 む。)		
多 目 的 室	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで	1,700 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	1,700 円
		午後 5 時から午後 8 時まで	1,140 円
		午前 8 時から午後 5 時まで	3,400 円
		午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで	2,840 円
		午前 8 時から午後 8 時まで	4,540 円
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	午前 8 時から午後 0 時 30 分まで
	午後 0 時 30 分か ら午後 5 時まで	3,400 円	
	午後 5 時から午後 8 時まで	2,280 円	
	午前 8 時から午後 5 時まで	6,800 円	
	午後 0 時 30 分か ら午後 8 時まで	5,680 円	
	午前 8 時から午後	9,080 円	

		8時まで		
自転車	普通車	1台につき最初の 使用2時間まで	200円	(1) 小学校入学前の者及び 高齢者は、無料とする。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5項及び第6項の規定 公布の日

(2) 別表4 10 モエレ沼公園の表の改正規定 市長が定める日

(経過措置)

2 改正後の別表3の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占有している占有物件のうち、占有の期間が1年未満であるものの占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き占有している占有物件であって占有の期間が1年以上であるもののうち、附則別表の左欄に掲げる区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いる単価については、令和6年度の占有に係るものに限り、改正後の別表3金額の欄の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げる額とする。

(準備行為)

5 改正後の別表4 10 モエレ沼公園の表に規定する野球場（以下「野球場」という。）に係る使用承認等の手続、使用料の支払手続その他野球場を供用するために必要な準備行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

6 野球場に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。この場合において、市長

は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

附則別表

区分		額
電柱	第1種電柱	1,300円
電話柱	第2種電話柱	1,900円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	140円
	外径が1メートル以上のもの	1,400円